

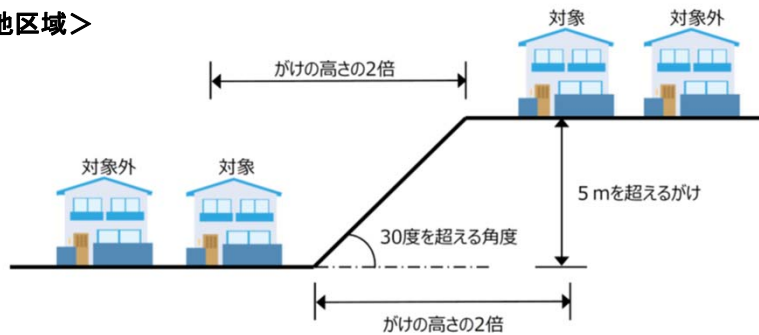
新潟市がけ地近接等危険住宅移転事業

がけ崩れ、土石流、雪崩、地すべり等の危険から住民の安全を守るため、災害危険区域等の区域内にある危険住宅（既存不適格住宅）の移転を行う方に補助金を交付します。

補助対象となる住宅 以下のいずれかに該当するもの

- （1）災害危険区域**（新潟県建築基準条例第6条第2号）
（急傾斜地崩壊危険区域及び個別指定区域（地すべり、土石流、雪崩））
→ 「急傾斜地崩壊危険区域」；市内12区域
→ 「個別指定区域」；市内での指定区域はありません。
- （2）がけ地区域**（新潟県建築基準条例第8条）
（以下の区域内の危険住宅で、昭和47年5月31日以前に建築された住宅）
→ 設計者等により確認ください。

＜がけ地区域＞



- （3）土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）** → 市内219区域
（新潟県HP「土砂災害警戒区域等の指定状況及び基礎調査結果の公表状況」から確認できます。）
- （4）（3）に指定される見込みのある区域** → 市内での指定区域はありません。
- （5）過去3年間に災害救助法の適用を受けた地域** → 市内での指定区域はありません。

補助の内容

経費区分	補助対象事業の内容	補助対象限度額
除却等費	危険住宅の除却等に要する費用	1戸あたり 97万5千円
建物助成費 （建設・改修）	危険住宅に代わる住宅の建設又は購入 （これに必要な土地の取得を含む。）に要する資金を 金融機関等から借入れた場合において、当該借入金 利子（年利率8.5%を限度とする。）に相当する額の 費用を交付する	1戸あたり 421万 〔 建物 325万 土地 96万 〕

※補助対象住宅の除却等や移転先住宅の建設・購入については、年度内に完了させる必要があります。

（工事に関する契約や工事着手は、補助交付決定後となりますのでご注意ください。）

※建物助成費のみの補助は、対象となりません。 ※移転を行う前年度の8月頃までに事前協議を行う必要があります。

手続きの流れ

① 事前相談	場所、スケジュール等確認（前年度の7月～8月頃）
② 調査	工事費・借入金利子の概算見積りの提出後、現地確認を行います。（前年度の9月頃）→次年度へ予算要求
③ 認定申請書	認定申請を受け、現地測量。（当年度4月以降）
④ 認定	市の認定後、国へ計画書提出し、国から補助金内示を受けます。
⑤ 交付申請書	交付申請後、国・県へ補助金交付申請し、交付決定を受けます。
⑥ 交付決定通知	市より、交付決定を通知します。
⑦ 事業着手	工事に関する契約や工事着手は、交付決定後になります。
⑧ 事業完了	
⑨ 実績報告書	事業完了後、5日以内に提出して下さい。
⑩ 補助金額確定	実績報告の審査、現地確認を行います。
⑪ 補助金支払い	（当年度3月頃） 補助金支払い後、国へ補助金概算払請求、国・県へ実績報告書を提出します。
⑫ 終了	

下記についてご注意事項です。

- （1）移転事業の対象となる危険住宅は、原則として**除却**しなければいけません。また**移転跡地には、住居の用に供する建物は建築できません。**
- （2）建物助成費は、住宅新築工事費（住宅購入費）等に対する補助ではなく、住宅新築（購入）等のための金融機関などからの借入金利子総額に対して一括補助するものであるため、**借入金の繰上償還はしないで下さい。**
- （3）交付決定後、**事業の内容や補助金額の変更、また事業を中止する場合は、改めて申請が必要**となりますので、建築行政課へ連絡して下さい。
- （4）事業が完了したら、実績報告書を提出して頂きます。添付書類として、工事に要した契約書、請求書、領収書、金融機関との融資契約書、建築基準法の確認済証、検査済証、登記簿謄本等が必要となりますので、大切に保管しておいて下さい。

申請窓口・問い合わせ先

新潟市建築部建築行政課（担当：建築行政係）
〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル6階
TEL:025-226-2837（直通） FAX:025-229-5190

各申請書の様式は新潟市ホームページからダウンロードできます。

新潟市 がけ地

検索

